委託生規程

(趣旨)

第1条 文教大学学則(以下「学則」という。)第57条に規定する委託生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

- **第2条** 委託生とは、公立の学校にあっては教育委員会、国立及び私立の学校にあっては その学校長、その他の機関にあってはその所属機関の長から研修を委託された者をいう。 (入学の時期)
- **第3条** 委託生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情のある場合は、この限りではない。

(研修期間)

第4条 委託生の研修期間は、1年間とする。ただし、特別の事情がある者は、この限りではない。

(出願資格)

第5条 委託生として入学を志願することができる者は、研修事項について充分な学力を 有する者とする。

(出願書類)

- **第6条** 委託生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に別に定める検定料を添えて、 指定の期日までに願い出なければならない。
 - (1) 願 書(本学所定のもの)
 - (2) 履 歴 書(本学所定のもの)
 - (3) 健康診断書(本学所定のもの)
 - (4) 所属機関の長からの委託依頼文書

(選考)

- 第7条 志願者の選考は、書類審査の上、学部教授会の議を経て学長が合格者を決定する。 (入学手続及び入学許可)
- 第8条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期間内に所定の書類を提出 するとともに、別に定める入学金及び研修指導費を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の手続を完了した者に対して、委託生として入学を許可し、委託生証を 交付する。

(諸費用の返付)

第9条 既納の費用は、理由のいかんを問わず返付しない。

(講義等への出席)

- **第10条** 委託生が研修事項に関連のある特定の授業科目に出席することを願い出たと きは、学部教授会の議を経て、これを許可することがある。
- 2 委託生として履修した科目及びその単位は、大学の正規の課程の科目及びその単位として認定することはできない。

(研修結果の報告)

第11条 委託生は、所定の研修を修了したときは、その結果を学長に報告しなければな

らない。

(研修証明)

第12条 所定の研修を修了したと認められた者には、研修証明書を交付することができる。

(諸規程の準用)

第13条 この規程に定めのない事項については、学則及びその他の規程を準用する。

附則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。